

国官総第48-2号
国官会第87-2号
国地契第5号
国官技第12号
国営計第11号
平成18年4月19日

各地方整備局長 へ

官房長

平成18年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について

平成18年度国土交通省所管事業の執行については、平成18年3月31日付け国会公第231号により事務次官から貴職へ通知したところであるが、入札・契約手続における一層の透明性及び競争性の確保、公共工事の品質確保の促進等を図る観点から、その実施に当たっては、下記の点に留意の上、適切に執行されたい。

記

1 円滑な事業執行のための入札及び契約事務の適切な実施

工事の性質又は種別、建設労働者の確保、建設資材の調達等を考慮した上、円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、地元建設業者、専門工事業者等の中小建設業者等の活用を図ること。その際、地域の状況等も踏まえ、発注時期の平準化に努めること。

2 入札及び契約手続における一層の透明性及び競争性の確保

(1) 一般競争入札方式の拡大等

「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号）において、平成18年度中には一般競争入札方式を予定価格2億円以上の工事

まで拡大するとともに、予定価格 2 億円未満の工事についても、不良・不適格業者の排除、事務量等に留意しつつ、一般競争入札方式を積極的に試行するものとしたところであるが、一般競争入札の拡大の取組については、速やかに実施すること。

また、予定価格 2 億円未満の工事である場合において、一般競争入札方式によらないときは、「工事希望型競争入札方式」によることを原則とすること。これに伴い、通常指名競争入札は、災害等の緊急時を除き、原則廃止とすること。

(2) 政府調達協定対象工事における一般競争入札方式の競争参加資格とする経営事項評価点数

政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 2 3 号）の適用対象となる工事に関し、比較的工事規模が小さく技術的難易度の低い一般土木工事、建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事について、建設業者の施工能力が確保でき、工事の質の低下を招くおそれがない場合には、競争参加資格とする経営事項評価点数の引き下げを適切に図ること。

(3) 特定建設工事共同企業体の運用改善

特定建設工事共同企業体により競争を行わせる場合には、単体有資格業者等の参加を認める運用とすること。

3 公共工事等の品質確保の促進

(1) 総合評価方式の拡充

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 1 7 年法律第 1 8 号。以下「品質確保法」という。）第 1 2 条第 1 項本文及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成 1 7 年国土交通省令第 9 8 3 号。以下「基本方針」という。）第 2 の 1 に基づき、落札者の決定に際しては、総合評価方式を積極的に活用すること。

特に、平成 1 8 年度においては、簡易型総合評価方式の活用等を図りつつ、全工事発注件数の 5 割相当以上（全工事発注金額の 8 割相当以上）において総合評価方式を実施すること。

(2) 総合評価方式における技術評価点の加算点の適切な設定

総合評価方式における技術評価点の加算点については、標準的にはその上限を、高度技術提案型総合評価方式及び標準型総合評価方式にあつては 1 0 点から 5 0 点までの範囲内で、簡易型総合評価方式にあつては 1 0 点から 3 0 点までの範囲内で、定めているところであるが、工事の性質等に従い、技術提案が評価において適切に反映されるよう加算点を設定し、より一層の工事品質の確保を図ること。

(3) 高度技術提案型総合評価方式の拡大

高度技術提案型総合評価方式については、別に示す実施手続を参考に、より一層その適切な運用に努めること。

(4) 中立かつ公正な審査の確保

総合評価方式における技術提案の審査に当たっては、その拡大と拡充の状況にかんがみれば、一層の透明性の向上を図ることが必要であることから、「入札談合の再発防止対策について」（平成17年7月29日国土交通省入札談合再発防止対策検討委員会）のⅡ. 1. (2)③の「総合評価審査委員会（仮称）」に関し、別に定めるところにより、地方整備局内における審査体制の確保を図ること。

(5) 調査・設計業務の適切な実施

調査・設計の業務の発注における総合評価方式については、平成17年度から開始したところであるが、品質確保法第3条第7項及び基本方針の趣旨を踏まえ、対象業務の拡大を図ること。なお、その実施に当たっては、事前に本省担当課と協議を行うこと。

また、設計業務の発注にあたっては、業務を実施する上で必要となる技術的能力の確認を確実に実施するとともに、設計・施工分離の原則に基づき、施工方法等に関連する設計を適切に実施することができるよう、業務の内容や範囲等の設定に留意すること。

(6) 国土交通省による発注者の支援

各発注者において、発注関係事務を適切に実施することが困難である場合には、当該発注者からの要請に応じ、発注準備、入札・契約、監督・検査等支援策として協力を行うことが考えられる事項について、必要な措置を講じること。

(7) 補助事業等における公共工事の品質確保について

地方公共団体発注の公共工事における品質確保も重要であることから、本省の補助事業等担当部局から貴局の補助事業等担当部局に対し、別途、次に掲げる事項を内容とする通知がなされることとされているので、承知おきたいこと。

- ① 地方公共団体発注の公共工事の品質確保に関する総合評価方式の実施等の取組の費用に対しては、測量及び試験費による支弁が可能であり、その旨周知を図ること。
- ② 補助事業等における公共工事の品質確保に関する取組を確認するため、補助金交付申請、実績報告時等の際に、取組の実施状況の確認等を行うこと。

(8) 新技術の積極的活用

公共工事の品質確保のためには、民間等の分野における技術開発が促進され、優

れた技術を積極的かつ円滑に導入していく必要があることから、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成17年3月25日付け国官技第285号、国官総第588号）に基づき、有用な新技術の一層の活用促進を図ること。

4 著しい低価格による受注への対応

公共工事に係るいわゆるダンピング受注については、公共工事の品質の確保、建設業の健全な発展を図る観点から排除に努める必要があることから、「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」（平成18年4月14日付け国官総第33号、国官会第64号、国地契第1号、国官技第8号、国営計第6号、国総入企第2号）において主に大規模工事を対象とした追加措置を講じることとしたところであるが、遺漏のない実施を図ること。